

仙台白百合女子大学「大学運営の基本方針等」

① 3つのポリシーを策定するための基本方針

入学者選抜から学位授与、キャリア形成にいたるまでの本学の包括的教育活動を有機的にたばねるために、「学位授与方針＝ディプロマ・ポリシー（DP）」、「教育課程の編成・実施方針＝カリキュラム・ポリシー（CP）」、「学生の受け入れ方針＝アドミッション・ポリシー（AP）」を策定する。

策定にあたっては本学の教育理念、教育目的を踏まえたうえで DP を設定し、次にそれと整合性を持たせた CP、さらにその両方を実現化させるための AP を体系的に整える。3つのポリシーは、本学における教育の質保証と向上のための指針であり、PDCA サイクルを連続的に回すための推進力である。

② 大学運営の方針

「人間の理解と援助、社会変化への積極的な対応を常に心がけ、広く人類の福祉に貢献しうる人材を養成する」という本学の教育理念、「キリスト協精神に基づいて女子の高等教育を行う」という本学の教育目的、「人間の幸福・平和・福祉のために社会貢献できる女性人材の育成」という本学の教育目標を達成するために、「大学運営の方針」を以下の通り定める。

運営体制

学長のリーダーシップのもと、大学の全般的運営のために協議会を、4 学科を円滑に運営するために学科長会を置く。学長の下に 10 の委員会、教授会の下に 4 委員会、その他 10 のセンターや研究所等が置かれている。教学に関する最終的意思決定は学長が行い、各部署はそれを支えるとともに互いに連携を図りながら大学の運営に関わっている。各部署は自己点検・評価を行いながら教育・研究の質の担保ならびに改善を目指し、その質保証の全学的推進を内部質保証システムが担っている。

事務組織

事務分掌規程に基づき、大学の教育理念を実現するために弾力的に事務体制を整える。事務組織は小規模大学の利点を生かして相互に連絡・調整し合い、また教員と連携・協働しながら教育活動を推進させる。また SD や研修を通して不断にスキルアップを図る。

財務運営

健全な財政基盤を確保するために無駄のない運営を図り、効果的な資金配分を行う。法人組織と連携しながら財務計画を作り、適正な監査を行ってそれを公表することによって透明性を確保する。

法人および法人内学校との連携

「社会から顧みられない人びと、敬遠されがちな場所を優先して奉仕する」ことを校是とする学校法人の理念を尊重し、同一法人内の学校、特に白百合女子大学、仙台白百合学園との適切な連携関係を維持する。

③ 内部質保証推進の全体的方針

本学は、建学の精神・目的を具体化するために、「学位授与方針 (DP)」「教育課程の編成・実施方針 (CP)」「学生の受け入れ方針 (AP)」の3ポリシーを定めて、キリスト教的価値観に立脚した女子教育を行う。建学の精神・目的が、これら3ポリシーを通して整合性をもって教育的に実践されているかどうかを検証し、大学としてふさわしい教育と研究の水準を担保することを目的に、内部質保証を推進するシステムを整えることとする。同システムは大学の自己点検・評価を有効に機能させ、特に、大学運営の全体に関わる重要事案を検証し、その改善を学長に提起する責務を負う。学長はその提起を受けて各部署ないし法人と連携して改善を実践し、それによってPDCAを循環させながら教育・研究の質向上を図るものとする。

内部質保証推進の体制

推進母体

大学運営の全体に関わる内部質保証の推進は、学科長会（内部質保証システム）が担うものとする。各部署による自己点検をふまえ、特に大学全体の教育研究活動の妥当性と有効性を定期的に検証し、向上と改善のための提言を行うものである。

構成員

全学的内部質保証の推進を担う学科長会の構成員は学長、人間学部長、事務局長、人間発達学科長、心理福祉学科長、健康栄養学科長、グローバル・スタディーズ学科長である。委員長は学部長が努める。

役割と権限

内部質保証推進システムは、年度毎に学内の各部署から提出される自己点検・評価報告のうち、学長から諮問された全学的かつ喫緊の課題を取上げて具体的提言を学長に上程する。各部署において、毎年の自己点検が正常の形で行われているかどうかは自己点検・評価委員会が管轄する。しかし、自己点検の内容ならびにそれをふまえた新機軸、具体的施策のうち、規模が大きいもの、部署を横断して大学の全体に関わる喫緊の事項については内部質保証推進システムが管轄するものとする。

加えて、外部評価委員によって指摘された事項、文部科学省や認証評価によって受けた指摘事項への対応も内部質保証推進システムが担うものとする。

内部質保証推進システム自体の点検

同システムによって同システムを点検するだけでは客観性を保つことができないので、法人が指名する担当者によってシステム自体を定期的に検証するものとする。

④ 求める教員像と教員組織の編成方針

求める教員像

- ・キリスト教的価値観に基づく本学の建学の精神・教育理念を理解し、それに協力できる者。
- ・本学で教育を行うために、教育者としての資質と技量を備えた者。
- ・それぞれの専門分野において、研究倫理・研究公正を持ちつつ学術の発展に寄与できる者。
- ・本学のポリシーや方針、規程、規則を遵守し、モラルをもって教育と研究に精進できる者。
- ・他の教職員と協働しながら本学の運営に参画して本学の発展に貢献できる者。
- ・社会に研究成果を還元し、市民社会の健全な発展に貢献できる者。
- ・自らの教育研究活動を省察することを通して、不断に自己向上をはかることができる者。

教員組織の編成方針

- ・本学の教育目標ならびに大学設置基準に基づいて適切に教員を配置する。
- ・各学科の収容定員を考慮しながら、学生数に配慮して教員組織を編成する。
- ・男女比率、年齢層、職位、国籍を考慮しながらバランスよく教員組織を編成する。
- ・各学科の教育課程や付与される免許・資格に配慮しながら適切に教員を配置する。
- ・教員の募集、任用、昇任については、諸規程・規則に基づいて公正かつ適切な方法をとる。

⑤ 学生支援方針

本学の教育目的・教育目標を実現するため、さらには「一人ひとりを大切に」というシャルトル聖パウロ修道女会の精神に則り、本学ではアドバイザー制度を設けて学生の支援をきめ細かく行う。支援は以下の3通りに区分され、アドバイザーは専門の担当者と連携しながら包括的な学生支援を目指す。

○ 修学支援方針

本学において提供される教育内容をすべての学生が享受し、主体的・継続的に学修することができるよう以下のように支援体制を整える。

- ・教職員が連携しながら相談・支援を丁寧に行う。
- ・基礎学力に不安をもった学生のためにリメディアル教育を提供する。
- ・留学や海外研修を推進して異文化を体験する機会を提供する。
- ・入学前教育を提供することにより入学後の学修を支援する。
- ・特別な配慮を必要とする学生に対して適切な支援を行う。
- ・障がいのある学生に対する支援を行い、学修環境を整備する。
- ・成績不振者、留年や休、退学の可能性がある学生には早期に対応する。
- ・学修意欲を向上させるためのインセンティブを提供する。

- ・経済的困難をかかえる学生に対して本学独自の奨学金制度を整え経済的支援を行う。
 - ・図書館など自発的な学習の場のための修学環境を整備する。
- 学生生活支援方針
- 学生が充実した学生生活を送ることができるよう以下のように生活環境を整備する。
- ・学生の抱える問題やさまざまな相談、心のケアに対応するため、学生相談室・学修支援センターの機能を強化する。
 - ・人権が守られるようにハラスメント防止体制・啓発活動を継続的に展開する。
 - ・健康面を支えるための保健室、ならびにその機能を整備する。
 - ・栄養面で学生生活を支えるために栄養指導を行う。
 - ・サークル活動、委員会活動、ボランティア活動等を通して社会性や協調性を育成する機会を提供する。
 - ・豊かな精神性を育むための宗教的行事を提供する。
- キャリア形成支援方針
- 一人ひとりの学生がその個性と才能を発揮できる社会人となれるよう以下の支援を行う。
- ・1年次からキャリア教育を実施し、社会人として活躍するための職業観の育成、技能や資質を培うための支援を行う。
 - ・体験型学習や社会貢献の機会を提供し、経験に根ざした人間力、主体性、協調性、コミュニケーション力育成のための支援を行う。
 - ・キャリアガイダンスやキャリア講座を通して一人ひとりの学生に適切な支援を行う。
 - ・各学科や資格に対応したキャリア相談を実施し、学生が自らのキャリアを形成できるよう学生に寄り添い支援する。

⑥ 社会連携・地域貢献に関する方針

仙台白百合女子大学は、設立母体であるシャルトル聖パウロ修道女会が、17世紀末のフランスで誕生した当初より重んじてきた「奉仕の精神」に基づき、社会に貢献する人材を育成してきた。これからも、本学の教育・研究活動の成果を積極的に地域、ひいては社会に還元・提供し、これらを通じて地域社会の発展へ寄与できるよう、以下の社会連携・地域貢献の方針を定める。

1 地域連携・地域貢献

本学の人的・物的・知的資源を活用し、泉区周辺地域の諸団体及び行政、仙台市・宮城県等の地方自治体との連携・協働を推進し、地域の活性化ならびに知的・文化的活動の発展に寄与することを推進していく。また、地域参加により、実践的・問題解決型教育、研究の一層の充実を図る。

2 国際連携・国際貢献

多様な文化を尊重する共生社会を育んでいくため、国際交流活動を促進するとともに、海外の協定校等との教育・研究交流を推進し、その成果を社会に発信する。

3 産学連携

産業界との連携により、企業および団体のもつニーズを大学の教育・研究のシーズとして受け入れ、経済の活性化や産業振興に対して知的貢献を果たすことを推進する。教育・研究の成果を社会に還元すると同時に、産業界との相互作用を通して、教育・研究のさらなる充実を図る。